

都市計画の決定又は変更対象地区一覧表

整理番号	地区の名称	面積 (約 ha)	市街化調整区域	市街化区域	都市計画の決定又は変更の概要				〔参考〕桜川市田園都市づくりマスタープラン上の位置付け		
					都市計画の種類	地区計画の エリア区分	用途地域の変 更の内容	決定又は変更の理由	拠点の種類	土地利用基本計画	
										基本ゾーニング	土地利用検討エリア
1	大和駅北地区	22.5	○		地区計画の決定	医療福祉エリア 福祉住宅エリア 住宅エリア	—	医療福祉系用途の更なる集積と多様な世代が快適に生活することのできる住環境の整備を図り、複合都市拠点へと昇華させるため	複合都市拠点	集落共生ゾーン	桜川・筑西IC周辺エリア
2	インターチェンジ南地区	11.8	○		地区計画の決定	流通業務エリア	—	物流の拠点として流通業務系用途を計画的に誘導し、複合都市拠点の形成に寄与させるため	複合都市拠点	集落共生ゾーン	桜川・筑西IC周辺エリア
3	上の原地区	55.3	○		地区計画の決定	複合産業エリア	—	医療、福祉、商業、工業その他の複合産業系用途の更なる集積を図り、複合都市拠点の形成に寄与させるため	複合都市拠点	集落共生ゾーン	桜川・筑西IC周辺エリア
4	埼玉工業地区	14.0	○		地区計画の決定	工業生産エリア	—	石材業と親和性をもった新たな工業系用途を計画的に誘導し、工業拠点の形成に寄与させるため	工業拠点 (工業専用型)	工業生産ゾーン 集落共生ゾーン	工業団地等周辺エリア
5	谷貝工業第1地区	20.4	○		地区計画の決定	工業生産エリア	—	石材業と親和性をもった新たな工業系用途を計画的に誘導し、工業拠点の形成に寄与させるため	工業拠点 (工業専用型)	工業生産ゾーン 集落共生ゾーン	工業団地等周辺エリア
6	谷貝工業第2地区	12.0	○		地区計画の決定	工業生産エリア	—	石材業と親和性をもった新たな工業系用途を計画的に誘導し、工業拠点の形成に寄与させるため	工業拠点 (工業専用型)	集落共生ゾーン	工業団地等周辺エリア
7	高久工業地区	17.0	○		地区計画の決定	準工業生産エリア	—	工業系用途の更なる集積を図り、工業拠点の形成に寄与させるため	工業拠点 (集落共生型)	工業生産ゾーン 集落共生ゾーン	工業団地等周辺エリア
8	間中工業南地区	2.4		○	用途地域の変更	—	工専 ⇒ 工業	住宅の用途不適格を解消し、住民の負担軽減を図るため	工業拠点 (集落共生型)	工業生産ゾーン	—
9	稲工業地区	60.1		○	用途地域の変更 地区計画の決定	工業地域補完エリア	工専 ⇒ 工業	現に立地している工場その他の工業施設の操業環境を維持しつつ、住宅の用途不適格を解消し、住民の負担軽減を図るため	工業拠点 (集落共生型)	工業生産ゾーン	—

合計面積

215.5 ha